

監査公表第 640 号

定期監査（工事）の結果を受けて京都市長が講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 22 年 6 月 8 日

京都市監査委員 富 喜久夫
同 安 井 勉
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

平成 21 年度定期監査（工事）（平成 21 年 12 月 25 日監査公表第 626 号）

（交通局－ 1）

指 摘 事 項

(1) 施工及び物品購入等における事務処理等について

竹田操車場内において、カーポートを市バス停留所物品の加工組立用の作業場として使用し、併設のプレハブ建物を職員の休憩所及び倉庫として使用しているが、各種関係法令に基づく申請手続きにおいて、施設課は、休憩所の使用目的の変更に際し、関係法令担当課との適法性の確認を怠り、プレハブ建物を発注した総務課は、設置に関して、基礎に固定する安全対策を講じず、また、計画通知の必要性を認識していなかった。

工程管理、検査において、総務課は電気課に、プレハブ建物の納期延期されたことを連絡しなかったため、電気課は、契約工期内に完成することができず、検査調書を実際の検査日とは異なる日付で作成していた。

関係法令に基づく諸手続きを行うに当たっては、関係機関への確認を徹底するとともに、施工管理や法令等に関する専門的知識を有する工事担当課に依頼するなどして適切に対応すべきである。

また、複数の課が連携して行う工事については、施工上必要な情報を相互に確認するなどの緊密な連携を図る体制や職場風土が重要である。

適切な事務処理、施工管理及び法令遵守を行うとともに、組織内での連携の強化を図りたい。

(施設課：竹田操車場カーポート設置工事ほか（総務課，電気課）)

講 じ た 措 置

プレハブ建物の設置に関しては、平成 22 年 1 月 8 日に計画通知の確認を受け、基礎に固定する工事を行い、同年 1 月 29 日に検査済証の交付を受けた。

また、交通局内の独自研修として、同年 1 月 29 日に、契約事務を所轄する課及び工事担当課の所属長以下を対象とする研修を実施し、工事实施上の各課の連携や法令遵守等の徹底を図った。

物品供給契約と工事請負契約の区分の基準を明確にするため、「京都市交通局契約区分ガイドライン（工事請負契約ガイドライン）」を策定するとともに、同年 3 月 29 日に契約事務担当者会議を開催し、関係各課へ周知した。

指 摘 事 項

(2) 発注等における事務処理等について

区画整理事業に伴いバス営業所の用地の一部を引渡すために給油所等に移設する必要が生じた。

既存の給油所（以下「旧給油所」という。）の撤去工事，新たな給油所の設置工事並びに交通誘導員詰所及び燃料手詰所（以下「詰所」という。）の新設工事において，本来工事として発注されるべきものを，設備（物品）として購入していた。

また，新設詰所のプレハブ建物を基礎に固定する安全対策を行わず，仮設物であるとの判断から計画通知の必要性を認識していなかった。さらに，旧給油所周辺のアスファルト舗装面積の増加について，当初設計の地盤改良作業の数量増加で設計変更を行っていた。

契約に係る予定価格の基礎となる設計価格の積算，施工管理，安全管理及び諸法令の遵守等を適切に行うためにも作業内容が工事と判断される場合は工事として発注し，また，技術職員が配置されていない場合は工事担当課に依頼するなどして適切に対応すべきである。

適切な事務処理及び施工管理並びに設計・積算を行われたい。

(営業課：横大路営業所新給油所設置及び旧給油所撤去作業)

講 じ た 措 置

プレハブ建物の設置に関しては，平成 22 年 1 月 8 日に計画通知の確認を受け，基礎に固定する工事を行い，同年 1 月 29 日に検査済証の交付を受けた。

また，交通局内の独自研修として，同年 1 月 29 日に，契約事務を所轄する課及び工事担当課の所属長以下を対象とする研修を実施し，工事实施上の各課の連携や法令遵守等の徹底を図った。

物品供給契約と工事請負契約の区分の基準を明確にするため，「京都市交通局契約区分ガイドライン（工事請負契約ガイドライン）」を策定するとともに，同年 3 月 29 日に契約事務担当者会議を開催し，関係各課へ周知した。

指 摘 事 項

(3) 作業人数の積算方法について

必要人数の積算において、概数で作業人数を計上されているが、その実績として日報に掲載されている作業人数は積算と比べ差異が生じている。

必要人数の算出にあたっては、点検項目の精査及び見直しをすすめ、根拠を明確にし、適切な積算を行うよう努められたい。

(電気課：東西線信号設備保守管理業務委託)

講 じ た 措 置

実際の点検、検査作業に従事している人数を日報他により把握するとともに、点検、検査の項目及び内容等についても精査し、業務量を把握した上で実際の業務に対応した人数の算出とすることにより、業務量に対して適正な人数となるよう見直しを行った。

この見直しを踏まえて、平成22年度の東西線信号設備保守管理業務委託の積算に反映させた。

(監査事務局)